

## 令和6年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月13日(木)  
午前9時30分 ～ 午前10時55分  
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 13 名  
欠 席 総 数 5 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	欠席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	欠席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	欠席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

## 令和6年度第3回総会

(開始時刻 9時30分)

### 事務局（足立事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は13名、欠席委員は5名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和6年度第3回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号12番、坂田謙祐委員と、議席番号13番、伊田喜弘委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田3筆で、合計面積は1,724㎡、位置図は2、3ページ、公図は4、5ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北へ約800mに位置している、農業振興地域内白地の農地

です。

申請理由は、耕作が困難な譲渡人の要望に知人である譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、転居予定地から近く、譲受後は、果樹や野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

議席番号7番、下田です。新久保委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、ご報告させていただきます。

6月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、小月インターチェンジの近くに位置する農地3筆で、現地確認したところ、全ての農地において、雑草等が繁茂しておりましたが、少し手を加えれば、耕作には問題ない状態で行いました。また、インターチェンジの北側にある農地にも、軽トラックでの通作可能な道も確認できました。

譲受人は、耕作が困難な知人である譲渡人の要望に応じ、農地を取得し、経営規模拡大を図るもので、譲受人は、現在、田倉に居住しておりますが、申請地近くの住宅を購入し転居する予定で、申請地では、柿、イチジク等の果樹や、サツマイモやトマト等の野菜を栽培する予定です。

譲受人は、長門市で10年近くの農業経験もあり、耕作に必要な農機具も所有しておりますので、何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書6ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は1,741㎡、位置図は9、10ページ、公図は11ページ、土地利用計画図は12ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北東へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備を設置するもので、譲受人は、小売電気事業者でございます。申請理由につきましては、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議は、既に修了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

6ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおり

りでございます。登記地目は畑1筆で、面積は1,141㎡、位置図は13、14ページ、公図は15ページ、土地利用計画図は16ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約3.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、資材置場の整備で、申請理由につきましては、既存の資材置場が手狭になったことから、菊川地区で新たな用地を探していたところ、申請地は、計画に必要な面積も確保でき、市道に接しており、利便性も良いことからこの度の計画に至ったもので、県外に居住している譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地はなく、隣接した農地もございません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

7ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は17ページから19ページ、公図は20ページ、土地利用計画図は21ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約1.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、13台分の駐車場を整備し、イベント広場として利用するものでございます。申請理由につきましては、譲受人は、申請地の近くでトレーラーハウスの販売事業を営んでいますが、購入の相談以外にも、キッチンカーでの営業を希望する申し出が多く寄せられたことから、幹線道路に面し、計画に必要な面積も確保でき、良好な景観に恵まれている申請地に計画したもので、高齢で耕作が困難となり、農作業の委託先も見つからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地4筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、県道、市道及び法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な各申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。申請地の南側には、公道で分断した農地がございますが、芝張り養生する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、盛土高、最大

7. 66mの造成計画となっておりますが、開発許可ハンドブック、宅地防災マニュアル、道路土工盛土工指針により計画がなされております。

なお、本案件は無断転用案件で、令和6年3月から、申請地の一部を立木伐採用の作業道として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

8ページをお開きください。4番、説明の前に議案書の訂正がございます。申請者より、一部転用する申請地の2筆について、転用面積に誤りがあったとの報告がございました。■■■■の転用面積を、62.11㎡と記載しておりますが、正しくは、63.46㎡、■■■■の転用面積を、14.04㎡と記載しておりますが、正しくは、12.69㎡となります。また、この度の転用面積の変更に伴い、土地利用計画図に記載してあります、その他6とその他13の面積が変更されていますので、詳細については、本日お配りいたしました、土地利用計画図でご確認願います。なお、全体の転用面積については、変更はございません。

それでは、ご説明いたします。

本日お配りいたしました、総会議案書8ページの差替分をご覧ください。本案件は、令和5年度第5回総会議案第2号2番にて、ご審議いただいた案件ではございますが、許可される前の令和6年5月24日付けで、一部の宅地敷地面積及び造成計画の変更に伴い、申請書が取下げられ、改めて、この度、申請書が提出されたものでございます。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は22ページから24ページ、公図は25ページ、土地利用計画図は、本日お配りいたしました差替分をご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約920mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地ではございますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径950mにおいても40%を超えていることから、「第2種農地」となります。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、特定建築条件付売買予定地14区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地区は、宅地化が進み、子育ての居住環境にも恵まれていることから、既存の住宅団地にも接している、住宅の需要が見込まれる申請地に計画したもので、維持管理が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」

に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、市道や法定外公共物のみで、都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書及び法定外公共物加工許可書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。また、建ぺい率についても、住宅4以外の13区画については、標準的な建物の建ぺい率が、22%以上となっており、住宅4は、建ぺい率が、20.51%ではございますが、土地売買契約書の特約条項にて22%以上の建築物を建築する旨の記載があることから、適当であると判断しました。なお、住宅の建築工事費が3棟分のみの計上となっておりますが、同地区においては、既に事務局も過去の販売実績等の情報を把握しており、同地区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、妥当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接した農地がございしますが、擁壁を設置し、法面は芝張りで養生又は土羽叩きする計画で一部は、造成により勾配調整を行う計画となっております。汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、新設の道路側溝から既存の道路側溝をとおり、既存の調整池にためられ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

議席番号7番、下田です。新久保委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、ご報告させていただきます。

6月3日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、小月インターチェンジから東へ約600mに位置する耕作も保全管理もなされていない農地でした。転用目的は、太陽光発電設備の設置で、耕作を行っていない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請地内の法面及び隣接地農地との高低差についても、現地で確認できました。土地利用計画図に、申請地西側の公道の幅員が、2mと記載されていましたが、実際に通行できる部分は、1m程度しかなく、車両での搬入は、不可能と思いましたが、事務局に確認したところ、この度の施工は、小型の重機を使用するとの報告がありましたので、施工には、問題ないと判断いたしました。

汚水の発生はなく、雨水のみ、北側の農業用排水路に放流されることから、周辺農地への影響もなく、計画面積も妥当で、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

### 伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。2番の案件についてご報告いたします。6月4日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査をいたしました。

申請地は、3辺を国道、市道ほかに接し、1辺は宅地に接している畑地ですが、畑地として耕作状態は確認できませんでした。建設業を営む譲受人は、購入後、建設資材、型枠、単管パイプ、コンパネの置場と車両の駐車場として利用する計画です。汚水の発生はなく、雨水は農業用水路以外の水路に流下する計画です。農地に与える悪い影響はないと思われまます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番、4番の案件につきまして、本日、田崎育子委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

### 事務局（岡本主任）

田崎委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告

させていただきます。

3番について、ご報告いたします。6月4日、私と事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、済生会下関総合病院の近くに位置する農地で、事務局からも説明がありましたが、申請地の一部には、砂利が敷かれており、農地法違反の状態でしたので、土地所有者からの始末書が提出されておりました。また、この度の一体利用地の譲受人所有の山林についても、既に、伐採作業が開始されており、申請地からは譲受人のトレーラーハウスの販売店舗も確認できました。

転用目的は、イベント広場の整備で、現在、耕作を行っていない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

現地で、事務局から、県道と市道からも進入できるよう申請地を約8m近く盛土する計画との説明があり、驚きましたが、開発許可ハンドブック等に基づいた造成計画や法面工事の計画がなされているとの報告がありましたので、安心いたしました。

汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流され、隣接した農地もないことから、周辺農地の営農には支障がないため問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

4番について、ご報告いたします。6月4日、私と事務局職員2名で現地調査を行いました。

この案件は、事務局からも説明がありましたが、昨年ご審議いただいた案件ですが、土地利用計画の変更に伴い、改めて申請書が提出されたもので、申請地は、前回の現地調査時と何ら変更はございませんでした。

事務局に確認したところ、変更箇所は、住宅4の土地購入者の利便性を考え、敷地の形を変更し、その変更に伴い、住宅5の敷地面積も変更されているとのことでございました。また、変更前の計画では、住宅と住宅の間に擁壁等を設置する計画となっていたものを、法面に変更し、法定外公共物の加工部分についても一部変更がなされておりました。

特定建築条件付売買予定地の申請に必要な関係書類も全てが提出されており、雨水や汚水の放流先についても変更はなく、この度の土地利用計画の変更に伴う新たな周辺農地への営農にも支障が発生していないことから、何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第2号4番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

### 議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書27ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は28、29ページ、公図は30ページで、土地利用計画図は31ページをご覧ください。変更内容は、目的の変更でございます。32ページをご覧ください。

変更理由につきましては、議案書にも記載しておりますが、造成工事後に、分筆作業を行い、精査したところ、住宅4号の敷地に、分筆後の地番、XXXXXXXXXXの農地、9.81㎡が含まれていたことが判明し、住宅4号を、宅地分譲地から、特定建築条件付売買予定地に変更するものでございます。

事務局においても、書類審査において、住宅4には、農地は含まれていないと誤信しておりました。大変申し訳ございませんでした。なお、住宅4においては、既に、譲受人による、建売住宅が建築されており、特定建築条件付売買予定地としての要件等においても、何ら問題は発生しておりません。本件については、目的の変更となりますので、議案案件とさせていただきました。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、本日、田崎育子委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

#### 事務局（岡本主任）

田崎委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告させていただきます。

6月4日、私と事務局職員2名で現地調査を行いました。

事務局から、現地にてこの度の経緯に至った詳細な説明を、申請時に提出された、公図と求積図面を見ながら報告を受けました。

また、住宅4号には、既に建物が建設されておりましたので、境界杭等も何も残っておらず、9.81㎡の正確な位置については、事務局職員も私も確認できませんでしたので、確定測量図等の図面にて確認をさせていただきました。

この度の申請は、譲受人のミスで発生したものでございますが、申請時に事務局職員が気づかなければ、私達では、誤りを見つけることは、困難な部分となります。今でも事務局は、全ての書類について、しっかりと審査しているとは思いますが、今以上に、審査の際には注意をお願いします。

事務局からも説明がございましたが、この度、1区画を宅地分譲地から、特定建築条件付売買地に変更いたしますが、何ら、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「承認」とすることと決しました。

#### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは説明の前に、タブレット端末を起動していただき、事前にメールにて

お送りしております1番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、33ページでございます。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆、面積は461㎡、申請地の位置図は38、39ページ、公図は40ページ、参考までに閉鎖された和紙公図を、41ページにお示ししております。申請地は、下関市役所小月支所から北西へ約1kmに位置する隣接地との境界が確認できない筆界未定地の土地でございます。その為、申請地の正確な位置が確認できませんでしたので、登記地目、山林の XXXXXXXXXX も含め調査いたしました。

6月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、全体が山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

2番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、33ページでございます。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑2筆、合計面積は1,017㎡、申請地の位置図は42、43ページ、公図は44ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から南西へ約300mに位置する土地でございます。

6月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

現地調査時の写真をご覧ください。現地調査時点、申請地の灌木は全て伐採されておりましたが、10本以上の切株が確認でき、抜根されていない状態でございますので、申請地を耕作ができる農地として復旧することは、現実的に困難と思われ、また、申請地は、周辺を山林や宅地に囲まれ、孤立、隔離された農地にも該当しておりましたので、現地調査の結果、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号ア、第5条第5号イ及び第5条第5号ウに該当し、「非農地」との判断になっております。

3番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、34ページでございます。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田4筆、畑3筆、合計面積は7,947㎡、申請地の位置図は45、46ページ、公図は47、48ページ、参考までに閉鎖された和紙公図を、49ページにお示し

しております。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から東へ約500mに位置する隣接地との境界が確認できない筆界未定地1筆を含む土地でございます。そのため、XXXXXXXXXXの正確な位置が確認できませんでしたので、登記地目、ため池のXXXXXXXXXXも含め調査いたしました。

6月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地の大部分は竹林で、一部山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

4番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、34ページでございます。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田2筆、合計面積は3,327㎡、申請地の位置図は50、51ページ、公図は52ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から北へ約2.5kmに位置する土地でございます。

6月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地の一部に灌木や段竹が確認できましたが、大半は、セイタカアワダチソウでございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

5番①、左側のPDFの現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、35、36ページでございます。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田2筆、畑4筆、合計面積は3,863㎡、申請地の位置図は53ページから56ページ、公図は57ページから60ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から北西へ約2.5kmに位置する土地でございます。

6月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。XXXXXXXXXXは、保全管理がなされた農地でございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。XXXXXXXXXXは、公共事業や周辺開発に伴う残地ではございませんが、形状から見て、狭小、不整形で耕作は困難な土地と思われ、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当

し、「非農地」との判断になっております。

5番②、右側のPDFの現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。■■■■、■■■■、■■■■の3筆は、竹や段竹が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。■■■■は、申請地の一部に灌木や段竹が確認できましたが、大半は、セイタカアワダチソウでございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

6番①、左側のPDFの現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、37ページでございます。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、畑1筆、合計面積は4,250㎡、申請地の位置図は61ページから64ページ、公図は65、66ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から北西へ約2.3kmに位置する土地でございます。

6月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。■■■■は、現地調査時の写真のとおり、竹や段竹が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

6番②、右側のPDFの現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。■■■■は、一部山林化しておりましたが、大部分は、栗の木が確認できましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

議席番号7番、下田です。どちらの案件も新久保委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、ご報告させていただきます。

1 番について、ご報告いたします。6 月 3 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。

こちらの申請地も小月インターチェンジの近くに位置する農地でございます。事務局からも説明がありましたが、筆界未定の農地ではございますが、全てが山林化した状態で行いましたので、満場一致で、「非農地」と判断させていただきました。

続きまして、2 番について、ご報告いたします。

6 月 3 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。現地は、昨年 10 月頃に全ての灌木は伐採され、隣接地の山林の孟宗竹も全て伐採されておりましたので、原状は、原野か雑種地の状態となっておりましたので、第一印象は、「農地」と判断いたしました。しかしながら、申請地には、直径 20 cm から 40 cm 程の切り株が 10 本以上確認でき、隣接地の山林にも、竹の切株が残った状態で、農地への復旧は不可能と思われま

す。また、申請地周辺は、宅地化が進行しており、申請地の南側の隣接地には、既に住宅が建築されており、申請地は、竹林に囲まれておりましたので、3 者で協議した結果、申請地の状況や周辺の状況を勘案し、「非農地」と判断させていただきました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、3 番の案件につきまして、議席番号 10 番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

議席番号 10 番、田上です。3 番の案件について報告いたします。6 月 4 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。PDF の写真にあるように、竹林になっておりますが、これはハチク、真竹、一番西側は孟宗竹になっております。おそらくここは、豊洋台二丁目の北側に当たりますが豊洋台を宅地造成した時に水の出が悪くなり、それから放置されたものと思われま

す。中に小さい溜池が 2 つありましたが、猪の運動場のようになっており竹があり荒れておりました。「非農地」と判定されて支障はないと思われま

### 議長（山田会長）

続きまして、4 番から 6 番の案件につきまして、議席番号 18 番、有田孝義委

員、報告をお願いいたします。

### 有田孝義委員

議席番号18番、有田です。4番から6番の案件について報告いたします。

6月3日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査いたしました。現地の状況については、タブレットでご確認いただいたとおりでございます。それでは順番にご説明いたします。

4番の2筆については、平成17年頃から耕作していないということですが、一部に段竹や灌木があるものの大半はセイタカアワダチソウが生えている状態でしたので「農地」と判断いたしました。

5番については、どの土地も10年以上前から耕作していないということですが、[ ] は、とてもきれいに保全管理されておりました。[ ] は、大半はセイタカアワダチソウが生えている状態でしたので、それぞれ「農地」と判断しました。[ ]、[ ]、[ ] は、竹や段竹が繁茂し林野化しておりましたので、「非農地」と判断しました。[ ] は、狭小、不整形な土地で灌木等も確認できましたので「非農地」と判断しました。

6番については、20年ほど前から耕作していないということですが、[ ] については竹や段竹が繁茂し林野化しておりましたので、「非農地」と判断しました。[ ] については、大部分が栗の木でしたので「農地」と判断いたしました。

以上でございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

### 伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。質問ではありませんが、タブレットのPDFに地番を表示してもらえると、もっと分かりやすいと思います。

### 議長（山田会長）

事務局、どうでしょうか。

### 事務局（岡本主任）

貴重なご意見、ありがとうございました。来月からは、航空写真に地番を入れ

ますし、個別の案件にも入れさせていただきたいと思います。今回のように案件が多い場合に、もう少しわかりやすい資料を作成するよう検討したいと思います。

### 議長（山田会長）

他に質問等はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、報告のありました1番から3番並びに5番のうち地番 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び6番のうち地番 [REDACTED] については「非農地」とし、4番並びに5番のうち地番 [REDACTED]、[REDACTED] 及び6番のうち地番 [REDACTED] 番については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書67ページをお開きください。1番、この案件は、令和6年6月28日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、68ページから81ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年6月28日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書82ページをご覧ください。

提案理由は、82ページに記載しておりますとおり、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり、公表内容について 決定を求めようとするものでございます。

83ページをお開きください。83ページの「農地賃借料情報（令和5年度）【案】」は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用貸借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10a以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。

下関区域は14地区、豊浦は5地区、菊川は3地区、豊田は5地区、豊北は8地区に区分しております。84ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。

続いて「議案第6号関係資料」の1ページをご覧ください。こちらは、総会議案書83、84ページの賃借料情報を、5区域のみに区分し、表にしたものでございます。

関係資料の2ページをご覧ください。こちらは、令和3年度、令和4年度及び

令和5年度の3か年の賃貸借の数値をまとめたものでございます。

なお、承認後、総会議案書83、84ページの内容については利用権設定期間終了通知書を送付する際に同封し、事務局窓口やJA支所等でも希望者へ配布できるようにする予定で、関係資料の1ページの内容については市のホームページへ掲載いたします。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から日程第20「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会報告書1から3ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、9件ございました。

4ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

5ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

19ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしまし

た。

20ページ、報告第5号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

21ページ、報告第6号「現況確認について」は、1件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

25ページ、報告第7号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

31ページ、報告第8号「農地造成計画変更届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

39ページ、報告第9号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

40ページ、報告第10号「農地造成完了届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

41ページ、報告第11号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

42ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

43ページ、報告第13号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。既に農業委員による現地確認は終了しておりましたので、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

44ページから46ページ、報告第14号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

## 議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第14号につつま

して、ご意見、ご質問等ございませんか。

#### **伊田喜弘委員**

議席番号13番、伊田です。現況確認について、議案審議するものと報告とするものがありますが、その違いを教えてください。

#### **議長（山田会長）**

事務局は、説明をお願いします。

#### **事務局（岡本主任）**

ご説明いたします。現況確認については、現況確認書交付事務取扱要領に基づき、現地調査を行った後に総会で議案として農地か非農地かを諮り、承認後、現況確認書を交付する案件と現地調査終了後、会長専決で確認書を交付し、総会で報告する案件がございます。今回の報告案件につきましては、昭和45年9月以前から宅地として利用しているという案件でございますので、取扱要領第5条第2号に基づき、現地調査後、現況確認書を交付し総会で報告としております。また、過去に農地転用が終わっている案件についても現地調査終了後、証明書を交付し、総会への報告案件となります。以上でございます。

#### **議長（山田会長）**

他に、ご質問等ございませんか。

#### **石田安男委員**

議席番号9番、石田です。報告第14号の資材置場についてですが、1件は1年以上毎月確認に行っておりますが、変化はあまりないです。もう1件は3か月ですが、今は新規の申請があった場合は、3年間6か月ごとに確認ということで、報告を申請者から出してもらうということになっております。過去の分につきましても、毎月確認に行くのは大変ですので、同じように6か月ごとにならないかと思いますがいかがでしょうか。

#### **議長（山田会長）**

事務局は、説明をお願いします。

#### **事務局（岡本主任）**

お答えいたします。石田委員さんからお話のありました件については、他の地区の委員さんからも同様の話を受けておりますので、本日の総会終了後、農地

専門委員会で協議していただいて、来月の総会で変更できるものは変更させていただきたいと思いますので、今日の専門委員会で一度お話をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

**議長（山田会長）**

他に、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和6年度第3回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時55分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....